

## 8. 研究推進部

## 【到達目標】

諸分野にわたる学術的な研究調査を行い、かつ、これらの研究活動によって、広く社会との連携をも図り、学術の進歩に寄与することを目的とし、研究推進部は経常的に研究条件の整備を行っている。

## (1) 経常的な研究条件の整備

## ①学内共同研究

## 【現状の説明】

専任教育職員を研究員とする複数の研究員による共同研究のための研究部研究チームが設置されている。研究部には総合科学研究部および領域別研究部の二部門が別れている。総合科学研究部は、総合科学研究部Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅣの4分類、領域別研究部は、人文科学、社会科学、理工学、生命科学に4分類され、そのなかに各研究チームが設置される組織となっている。ただし、総合科学研究部ⅢおよびⅣについては、平成20(2008)年度から正式に稼働することになる。

## (a) 総合科学研究部

採択要件となる研究課題は総合的、国際的、または学際的研究であり、研究期間はⅠおよびⅡは2年、ⅢおよびⅣは1年としている。研究経費の助成限度額、採択件数、対象者は次のとおりである。ただし、Ⅳについては若手研究者育成に限定している。

		総合科学研究チームⅠ	総合科学研究チームⅡ
助成限度額		1,000万円(年度毎)	300万円(年度毎)
採択件数		1件	2件
対象者	研究代表者	原則として、本学の理・工・医・薬・スポーツ科学部所属専任教育職員に限る。	原則として、本学の人文・法・経済・商学部所属専任教育職員に限る。
	研究分担者	本学の専任教育職員および総合科学研究チーム審査委員会が認めた者。	
		学外および人文・法・経済・商学部所属から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。	学外および理・工・医・薬・スポーツ科学部所属から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。
		総合科学研究チームⅢ	総合科学研究チームⅣ
助成限度額		500万円	250万円
採択件数		2件	2件
対象者	研究代表者	原則として、本学の専任教育職員に限る。	
	研究分担者	本学の専任教育職員および総合科学研究チーム審査委員会が認めた者。	
		学外から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。	

なお、選定は審査委員会において審議決定するが、事前に公開ヒアリングを開催する。また、研

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

究期間終了後の1年以内に研究報告書を提出する義務を定めている。過去の年間設置数は次のとおりである。

##### 総合科学研究部 I

採択年度	所属	研究代表者	研 究 テ ー マ
平成 16	医	岩崎 宏	固形腫瘍に対する遺伝子診断の確立と予後判定の精度向上
平成 17	医	朔 啓二郎	動脈硬化性心血管疾患の発症メカニズム解明と先進医療へのトランスレーショナルリサーチ
平成 18	医	岩崎 昭憲	安全な外科医療のための横断的教育システムの構築
平成 19	医	江本 精	がん血管新生阻害を目的とした生体吸収性セラミックス微小球を用いたドラッグデリバリーシステムの構築

##### 総合科学研究部 II

採択年度	所属	研究代表者	研 究 テ ー マ
平成 17	人文	甲斐 勝二	中国語遠隔授業の実験と研究
平成 18	経済	齋藤 参郎	都市形成に着目した消費者行動の国際比較研究
平成 19	人文	松塚 俊三	グローバル化の中の「地域」に関する基礎的研究

#### 【点検・評価】

研究活動を活性化させ、研究成果に基づき、学外の競争的資金の獲得を図ることにもなっており、一応の成果があると思える。しかし、応募状況をみると、理系領域を対象としたⅠが毎年、約10件の応募に対し、文系領域を対象としたⅡは募集2件に対し、毎年1件程度であり、平成16年度は、採択もなかった。なお、ⅢおよびⅣについては、平成19年度は、共同研究経費AおよびBとして、文系、理系の領域を設定せずに募集し、募集各2件に対し、各々9件、8件の応募があり、そのほとんどが理系領域の応募であった。

#### 【改革・改善策】

研究推進部では、研究推進部委員を構成とする「研究推進部基本問題検討ワーキンググループ」を設置し、主に、研究の活性化を促すための、研究費に関する検討を行い、研究推進部委員会においても、その検討結果に基づき、現状の募集内容に改善している。

## (b) 領域別研究部

## 【現状の説明】

人文科学、社会科学、理工学、生命科学研究部の領域毎の研究チームに分かれ、毎年、各チームに対し、一定基準で算出された額を研究経費(年額 50 万円前後)として交付する。研究期間は 3 年であり、研究推進部長を議長とした各領域別の研究推進部委員による審査会によって審査される。研究成果の報告については、研究期間終了後 1 年以内に研究報告および研究成果発表の義務を負い、研究報告は「Research」に、研究成果の発表は「研究部論集」または学術雑誌へ掲載することになっている。

過去の年間設置数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
人文科学	15	14	11	13
社会科学	25	23	18	20
理 工 学	22	21	23	25
生命科学	23	25	31	28
計	85	83	83	86

## 【点検・評価】

設置件数をみると、過去 4 年間、平均 85 チームが稼動しており、年度による大幅な変化はない。

## 【改革・改善策】

総合科学研究部と同様に「研究推進部基本問題検討ワーキンググループ」において、主に、研究費に関する検討を行い、その検討結果を研究推進部委員会において審議し、研究費の使途の拡大を行い、研究の活性化を図っている。

## ②研究資料の収集・整理・保管および公開

## 【現状の説明】

現在、研究用資料として研究推進部が所蔵・管理している資料は、図書 62,556 冊(和書 53,126 冊、洋書 9,430 冊)、古文書 201 冊、雑誌 13,575 冊(内国誌 12,617 冊、外国誌 958 冊)、マイクロフィルム類 10,387 点(マイクロフィルム 5,508 点、マイクロフィッシュ 4,879 点)のほか、CD、DVD 等の電子資料 439 点、計 87,158 点となっている。(平成 18 年度財産目録より)

## (a) 図書、雑誌等

研究推進部で基礎的調査資料として購入したもの他、他大学等研究機関から寄贈されたもの、研究部研究チームが購入したものなどがあり、研究推進部において整理し、書庫において保存している。なお、研究部研究チームの研究員が注文したものについては、その研究員が研究に必要な期間は貸与することになっている。

## (b) 学術文化資料

## ①古文書

昭和 40 年前後に本学卒業生から寄贈された中村家文書(博多町人)を始まりとして、その後の鳥栖市の原家文書(庄屋)や富岡家文書等が寄贈されたのをきっかけに、福岡県(藩)を中心として、西南地域(九州)の史料が収集されている。原史料のほかマイクロフィルム資料(複写資料)を含めて総点数はおよそ 20,000 点に上っている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

##### ⑥民具資料

昭和 43 年に江川ダム水没地民俗資料緊急調査実行委員会が行った江川地区調査時に収集された民具の一部が、本学に寄贈されたことをきっかけとして、福岡市を中心にその周辺地域などから収集されたものである。

##### ⑦マイクロフィルム

世界一級の社会経済史資料とされるゴールドスミス(GOLDSMITH' -KRESS LIBRARY OF ECONOMIC LITERATURE)等約 10,000 点を所蔵している。

##### (c) 研究資料の公開および利用

これまで、所蔵している研究資料については、実質、未公開の状態であった。しかし、平成 15 年度から書誌の目録データ作成を開始し、国立情報学研究所や本学図書館システムを通じて、所蔵情報を公開している。また、民具資料、資料叢書、マイクロフィルム等についても平成 18 年 10 月から学術文化資料として概要をホームページ上に公開している。

また、利用については、平成 17 年度に利用要領を制定し、これまで慣習的に行ってきた資料の利用方法を明確にした。

##### 【点検・評価】

##### (a) 図書、雑誌等

現在の方法により、今後も実施していくことになるが、保管する書庫スペースが不足してきており、今後は、そのスペース確保が問題となっている。

##### (b) 学術文化資料

##### ⑧古文書

収集は原則的に寄贈や本学の教育職員(=研究員)の要望に基づく市販されている古文書の購入によるものであるが、ここ数年は、目立った収集は行われていない。また、保管、管理については、研究推進部所属の 2 人の教育技術職員が、その業務を担当しているが、他部署の業務を兼務しているため、十分な保管・整理が行われているとはいえない。

##### ⑨民具資料

江川ダム水没地民俗資料の収集以降、目立った収集は行われていない。また、保管場所は、文系センター棟の地下の一区画であり、資料の劣化を防ぐための空調等の設備もないため、良好な保存状態とはいえない。さらに学術的な整理は未着手に近い状態といえる。

##### ⑩マイクロフィルム

収集は、原則的に本学の教育職員(=研究員)の要望に基づく市販のマイクロフィルムの購入、または、学外にある文書等をマイクロフィルム化することによる収集である。現在の収集状況は、世界一級の社会経済史資料とされるゴールドスミスのマイクロフィルムを昭和 52 年購入して以降、目立った収集はない。管理については、購入したものは台帳によって管理されている。しかし、一部のマイクロフィルムについては、未整理なものもあり完全な管理状態とはいえない。

##### (c) 研究資料の公開および利用

図書、雑誌等の公開については、ホームページ上で NII-ELS(国立情報学研究所電子図書館システム)の定められた方法により公開しているが、古文書や民具等については、所蔵しているものの一部の公開や概要説明にとどまり、内容も学術的な公開内容とはいえないものもある。その主な理由は、学術的分類等の整理が不十分な点があげられる。利用については、図書や雑誌は、利用要領に従い、

貸与、閲覧および複写が可能である。古文書や民具資料については、未整理のものが多く、また、対象物の性格上、教育技術職員の立会いが必要であり、十分に利用できる状態ではない。

#### 【改革・改善策】

新規に購入した図書、雑誌等については、現在の方法により今後も収集、整理、管理、公開していくことになる。過去に収集したものについても、NII-ELS に遡及入力し、公開する。

古文書、民具、マイクロフィルム等の資料については、今後、未整理分について教育技術職員や関連する教員の専門的知識による分類、整理が必要であり、一部の古文書については、教育職員による整理が開始されている。

### ③研究推進部主催研究会

#### 【現状の説明】

本研究会は国内外を問わず学外の研究者を招聘し、各研究分野の最新の動向等について、情報を交換する公開形式の研究会であり、教員の申請により、推進部長の許可のもとで開催する研究会である。講師には謝礼(1回につき2万円、福岡都市圏勤務者は1万円。特に著名な研究者で、当該学部教授会または研究推進部長が適当と認めた場合は3万円を限度)を支払う。

過去、3年間の開催件数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18
開催件数	23 (14) (60.9%)	18 (10) (55.6%)	13 (5) (38.5%)

(注) ( )内は外国講師招聘件数および率

#### 【点検・評価】

年間開催件数は、減少傾向であるが、学外、特に海外の研究者との研究交流を深めるのに役立っている。

#### 【改革・改善策】

現在、教職員から本制度に対する改善要望はないが、年間開催件数が減少傾向にあるため、今後は本制度を学内に周知していく。

### ④学位論文出版助成

#### 【現状の説明】

博士の学位を取得した専任教育教職員による学位(博士)論文の出版について、その費用の一部を助成することを目的に平成9年度に制度化された。制度の内容は、毎年度2件以内、1件につき100万円を限度に支給し、その審査は、研究推進部委員会が行い、その推薦に基づき学長が採否を決定する制度である。なお、平成12年度からは、学位取得予定者の申請も認め、また、申請条件であった出版社の限定を申請者の選択によるものに変更した。

過去の採択は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
採択件数	2	1	2	0

#### 【点検・評価】

学位取得に必要な研究業績の提出形式は研究領域によって異なっており、本制度は学位論文を著書として刊行を要求することが多い文系領域の研究者を助成する制度となっている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

しかし、文系領域からの申請件数はここ数年1件ないし2件と少なく、審議の結果、全てが採択されている。理系学部からの申請もあるが、本制度の趣旨である学位取得を前提としたものではなく、採択されていない。

##### 【改革・改善策】

本制度の趣旨は本学専任教育職員の学位取得を促進し、本学の研究活動の一層の活性化を図ることにあるが、過去には、採択年度の翌年度に他の機関に異動する教育職員もおり、本規程の返還条項にそれに対応する規定を追加すべきとの意見もある。また、ここ数年申請件数が少なく、今後、制度そのものについても検討する。

#### ⑤学会大会開催への助成

##### 【現状の説明】

本学は、以前から学生数の規模に相応した教室等の教育施設や会議室を備えていること、また、本学の専任教育職員が加入している学会の大会は施設使用料が無料であることもあり、学会大会開催会場として利用される頻度が比較的高かった。加えて、平成17年2月の福岡市営地下鉄七隈線の開通に伴い、本学への公共交通機関によるアクセスが、開通前と比較すると格段に向上したのに伴い、開催件数も増加傾向にある。これら大会に対しては、申請に基づき全国大会へ30万円、ブロック大会（準全国大会）へ21万円、地方大会へ5万円を限度として補助している。手続きは、全国大会やブロック別大会については、開催日の前年度に学会長からの開催依頼状に基づき、開催学部の教授会、研究推進部委員会、学部長会議の審議のうえ、補助金の対象大会として認めるか否かについて審議、決定する方法である。予算的には、全国大会の補助対象は、原則、年間1学部1大会としている。しかし、1学部2大会以上の開催予定の場合は、全体で9大会以内であれば、補助対象として審議され、承認されている。他、ブロック大会や、地方大会等については、補助件数の制限はない。

補助を行った学会大会の開催回数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18
全国大会	2	5	6
ブロック別大会	0	1	0
地方大会	8	13	6
計	10	19	12

また、補助金以外でも、要望により看板や横断幕の作成や物品の貸与等の支援を行っている。

##### 【点検・評価】

全国大会、特に多くの学会員が参加する大会については、ほとんどが夏季休業期間中に開催される。しかし、この時期は、AO入試、施設工事、集中講義、その他大学の行事が実施される時期でもあり、開催日に関しては、前年度から多くの部署との調整が必要になっている。また、補助金は、大会終了後、大会収支決算に基づく経費不足分の補助申請に対して、補助限度額の範囲内で補助しているが、学会によっては開催準備段階において経費を必要とし、開催前に補助金を要望するケースもある。しかし、全体としては、本助成は本学教職員の所属学会での活躍を促進し、引いては研究活動の活性化に繋がるものと期待できる。

##### 【改革・改善策】

参加者数が多い全国大会等は、開催年度の前年度前から本学教職員による大会実行委員会を設置しているが、その一部の委員会に対しては、要望があれば委員会に出席し開催に必要な学内手続きにつ

いて説明し、スムーズな開催運営を目指している。また、補助金の事前支給については、要望があれば仮払い等で対応することになっている。

また、「補助金の対象となる経費」や補助金申請の前提となる「参加者名簿の提出」等の補助金申請手続きについても検討を行っている。

#### ⑥科学研究費補助金および研究助成団体などへの研究助成の応募とその採択状況

##### 【現状の説明】

研究助成団体への研究助成については、公募があったときに研究振興課のホームページに随時掲載しているが、応募は年間数件である。

科学研究費補助金の採択状況は以下のとおりである。

年度	区分	応募件数	採択件数	新規採択率
平成 17	新規	305	39	12.8
	継続	64	65	
	計	369	104	
	採択金額（千円）	-	229,000	
平成 18	新規	319	46	14.4
	継続	57	62	
	計	376	108	
	採択金額（千円）	-	249,780	
平成 19	新規	322	46	14.2
	継続	65	66	
	計	387	112	
	採択金額（千円）	-	211,961	

※新規採択率＝新規採択件数÷新規応募件数

※応募件数より採択件数が増えている理由は、他機関からの研究者の転入による。

##### 【点検・評価】

科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）新規採択率の全国平均 20%代に比べ、本学の採択率はかなり低率である。また、約 1,000 人の研究者に比して、応募率 40%弱というのも、総合大学としては少なすぎる。

応募者が少ない理由として、文系学部の研究者も多く、科研費への意欲の薄さがあげられる。また、研究振興課の情宣活動・PR 不足も一因であり、ホームページも分かりにくいなど、活用方法にも問題がある。

研究助成についても、研究推進部の掲示やホームページでの情報提供のみで、後は研究者の判断に委ねている程度である。今後は、産学官連携センターと、開設予定の知的財産センターのホームページにもリンクさせるなど、情宣方法を検討する。

##### 【改革・改善策】

科研費を含めた外部資金導入については、大学の方針として提示されている。ところが、外部資金獲得者に対する優遇措置はなされていない。外部資金を獲得するほどに研究者の事務手続きや処理量も増え、研究に割く時間が制限されていくとの不満も聞こえる。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

今後検討すべき課題は、研究者の研究環境をいかに向上・発展させていくべきかである。近年の外部資金の多くは、大学で自由に研究等のために使用できる「間接経費」が付けられている。使途は多岐にわたるが、アルバイトの人件費、共通的機器備品の購入、あるいは研究意欲向上のためのインセンティブ費用等、間接経費の有効活用について検討する。

また、科研費の採択率は、経常費補助金の算定基礎となり、グローバル COE の審査対象にもなるなど、公的補助金獲得には不可欠な要素である。

そのために、以下のような対策を講じる。

- ・ 特に若手研究者を対象に、科研費に関する知識拡大・意識向上のため、説明会というより勉強会を定期的に行き、情報交換を行う。
- ・ ホームページを情報提供のワンストップ的な機能として充実させ、科研費に関する相談窓口の一手段として展開させる。
- ・ 科研費の審査委員あるいは採択の経験者を外部から招き、より実践的な説明会を行う。

#### ⑦付置研究所

##### 【現状の説明】

本学の総合大学としての特色を活かし、社会との連携のもとに、社会科学および理・工・医・薬学分野の学際的研究・開発を行うことにより、基礎研究および先端科学・技術並びに人類社会の発展に寄与することを目的に現在、6つの研究所が設置されている。

これら付置研究所のうち、環境科学技術研究所を除く5研究所は、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業として選定された研究機関である。

平成9年に開設した資源循環・環境制御システム研究所および分子腫瘍学センターは、平成18年度に文部科学省の二期10年間の補助事業は終了したが、研究は継続しており、さらなる発展を目指した研究を展開している。

文部科学省による研究成果に係る事後評価は、資源循環・環境制御システム研究所「A」「A」、分子腫瘍学センター「A」「B」の高い評価を得ている。

両研究所ともに研究の次なるステップの申請準備のため、平成19年度は、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金特別補助「研究施設」で補助を受けることとなった。

平成20年度は文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」への申請のため、両研究所は「福岡大学研究機関の研究評価に関する規程」に基づき、評価と審査を受けた。資源循環・環境制御システム研究所は、名称はそのままにして、人材育成を含めた国際的な研究の展開、分子腫瘍学センターは現有の施設を一部改造し、「先端分子医学研究センター」として、癌・生活習慣病等の新たな治療法の研究プロジェクトを組織したものである。

審議の結果、いずれの研究内容も高い評価を受けていたが、一番高い評点を獲得した先端分子医学研究センターを学内採択、資源循環・環境制御システム研究所は次回へ見送りとなった。

高機能物質研究所、都市空間情報行動研究所の2研究所は平成12年度に開設、平成17年度から第二期3年間の研究が再スタート、平成19年度で補助事業は終了する。文部科学省による研究成果に係る事後評価は、高機能物質研究所「A」「B」、都市空間情報行動研究所「A」「A」と、こちらも高い評価である。

高機能物質研究所は、平成20年度の申請に向けて上述の研究評価と審査を受けたが、審議結果は学内不採択で、次回へ見送りとなった。

都市空間情報行動研究所は、平成 21 年度申請準備のため、「研究施設」での経常費補助金申請を了承されている。

てんかん分子病態研究センターは、平成 18 年度に開設された。医学部、薬学部、理学部を有する本学の利点を活かし、てんかんに関する研究拠点を目指している。開設してまだ二年足らずであり、研究成果はこれからである。

環境科学技術研究所は、文部科学省からの補助ではなく、学外からの研究助成寄付金、共同研究費によって研究を行う機関として、平成 12 年度に設置され、資源循環・環境制御システム研究所と組み合わされた研究展開を行っており、特に、酸化チタンに特化された研究は着実に進行している。

#### 【点検・評価】

各研究所は、設立理念の基に研究を遂行し、目標に応じた成果をあげており、文部科学省からも高い評価を受けている。

一方、付置研究所の設立要件として当初、文部科学省の二期の補助期間終了後は自前で外部資金を獲得し自立することが前提であったが、実際に終了年を迎えると、さまざまな問題点が出てきた。例えば、営々と実績・研究成果を築いてきた研究所を、外部資金による運営ができないという理由で直ちに廃止することが本学の利益に叶うのか、また、今までの研究をさらに発展・拡大させ、文部科学省へ新たに申請する準備期間の存続要望も出てきた。

これらの対策として、資源循環・環境制御システム研究所、分子腫瘍学センターは、次なるステップへの準備期間中は、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金特別補助「研究施設」にて補助申請することとした。

今後、他の研究所も同様な対策が行われると考えるが、この対策は一過性のものであり、原則自立を目指した研究所の在り方を根本的に検討する。

#### 【改革・改善策】

研究所の在り方、研究所数、予算等、今後、本学が設置する研究所について検討を要する。また、付置研究所を通して、本学の情報をどのように発信させていくかについて検討する。

現在、本学は容積率等の問題を抱えており、新しい建物を建設することは困難な状態であり、新規の付置研究所の設置についても建物を確保することが困難な状態である。なお、高機能物質研究所、都市空間情報行動研究所、てんかん分子病態研究センターは、建物内の一室に研究所を開設している。そのため、今後は、学外の建物・施設を借用し、研究所として展開していく方法も講じなければならない。

また、より一層研究を全学的に総合評価し、大学全体の研究として捉えていくことが、総合大学としての利点・長所を格段に生かすことになる。グローバル COE 等の大型プロジェクトはそのような組織・構想であり、一研究所ではなく、総合的な研究所としての展開を図る。

### (2) 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### 【現状の説明】

#### ①研究成果の公表

##### (a) 論叢・紀要

専任教育職員の研究成果を学部別に編集し、発表する学術刊行物を論叢・紀要・集報・研究などの誌名でそれぞれ、年 1~4 回発行している。各学部の研究成果を発表する論叢等は、その学部の研究

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

推進部委員を長とする編集委員会が設置され、論叢寄稿取扱要領に基づき編集作業が行われている。

その発行権は研究推進部に帰属し、各論文等の著作権については筆者に帰属するとしている。

なお、医学部は、昭和 58 年以降、医学部所属の教育職員の研究業績リスト等を掲載した「医学年報」を別に発行している。

##### (b) 研究部論集

総合科学研究部、領域別研究部の各研究チームにおける共同研究の成果を発表するために不定期に刊行している。

なお、論叢及び研究部論集は、平成 15 年度からはホームページにおいても、電子化し公開しており、その公開数は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 31 日現在

刊行物名称	人文論叢	法学論叢	経済学論叢	商学論叢	理学集報	工学集報	医学紀要	薬学集報	スポーツ科学	研究部論集	人文科学編	社会科学編	研究部論集	総合科学編	計
号 数	17	17	16	17	8	8	31	4	7	29	2	1	1	1	157
論文等数	251	74	51	75	100	90	290	180	14	120	5	1	1	1	1,251

(注 1) 論文等数については論文のほか、総説、資料等を含む。

(注 2) 医学紀要については平成 11 年 9 月から医学部においてデータ化し、公開を開始している。

##### (c) 資料叢書

昭和 31 年に発足した福岡大学研究所（研究推進部の前身）はその研究調査活動の成果として資料叢書第 1 冊を発刊した。その後専門委員会の研究成果として次の 8 冊を発刊している。

（第 1 冊）道之島代官記集成（出版年 1969（昭和 44）年）、（第 2 冊）御仕立炭山定—福岡藩山方史料—1978（昭和 53）年、（第 3 冊）文書科事務簿—長崎関係史料—1980（昭和 55）年、（第 4 冊）長崎町方史料 1984（昭和 59）年、（第 5 冊）長崎町方史料（二）1987（昭和 62）、（第 6 冊）長崎町方史料（三）1989（平成元）年、（第 7 冊）長崎町方史料（四）1991（平成 3）年、（第 8 冊）近世西海捕鯨業史料 1994（平成 6）年

##### (d) Research

平成 8 年から学内の研究成果や研究活動の紹介するための機関紙として年 4 回「Research」を発行し、学内の教職員および学外の研究機関に配布している。内容は、総合科学および領域別の研究成果などの他、研究者個人の研究紹介、付置研究の活動状況など広く学内の研究活動の状況を紹介している。

##### ②研究成果の発信・受信

論叢や論集は、発行毎に他大学や研究機関に発送し、また、同じく発送先からは同様に研究成果の受信を受けている。受信した研究成果は、整理し、学内に公開している。

論叢等ごとの発信先数は次のとおりである。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

平成 19 年 7 月 31 日現在

刊行物名	人文論叢	法学論叢	経済学論叢	商学論叢	理学集報	工学集報	医学紀要	薬学集報	スポーツ科学	研究	研究部論集	人文科学編	研究部論集	社会科学編	研究部論集	総合科学編	計
国内	322	299	330	330	132	141	211	63	118	316	324	211	2,797				
国外	20	17	13	12	20	12	18	4	4	20	19	19	178				
合計	342	316	343	342	152	153	229	67	122	336	343	230	2,975				

(注) 発送先が重複したものは、論叢ごとに各々1件としている。

また、他大学等から定期的に受け入れている研究に関する雑誌等の件数は次のとおりである。

平成 19 年 7 月 31 日現在

発信先	大学	官公庁	その他	計
国内	42	39	45	126
国外	6	—	12	18
合計	48	39	57	144

#### ③書誌情報のデータベース化と公開

研究所時代から収集している郷土史、経済史、統計資料を中心とした約 8 万冊の蔵書について平成 15 年度から書誌の目録データ作成を開始し、国立情報学研究所や本学図書館システムへ所蔵情報を公開している。また、NII-ELS(国立情報学研究所電子図書館システム)に論叢、紀要、論集類の論文等記事情報を登録し、GiNii(NII 論文情報ナビゲータ)検索システムから検索および本学のデータベースと接続し、全文の閲覧・複写を可能にしている。

研究推進部所蔵の古文書、民具資料、資料叢書、マイクロフィルム等について平成 18 年 10 月から学術文化資料として説明文を添えホームページ上において公開を開始した。

#### 【点検・評価】

研究成果の公開に関しては、情報化基本構想の学術情報データベース化構想により充実された一面もある。しかし、一部の公開については、公開方法や公開の範囲が未整理の状態である。

#### 【改革・改善策】

研究成果および学術文化資料の公開については、システム構築や保守において年間契約を行っている研究者情報の改良に併せて、未整理の論叢の公開や検索機能の改良を予算化し、充実させる。

古文書や民具資料の公開については、公開するために必要な専門的知識による分類、整理が必要であるが、一部の古文書については、教育職員による整理を開始している。

#### (3) 倫理面からの研究条件の整備

#### 【現状の説明】

昭和 61 年度に医学部及び病院に所属する教育職員が医学の研究を行うにあたり、その内容・方法

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

等について審査する「福岡大学医に関する倫理委員会」が設置されている。これに加えて医学部・病院所属以外の専任教育職員が研究を行う際、その内容・方法等について審査する「福岡大学研究倫理委員会」が平成16年10月に設置された。

##### 【点検・評価】

現在、福岡大学研究倫理委員会において審議対象となるものは「人間を直接対象として研究の内容・方法」に限定し、人間の身体以外を対象とした研究の内容・方法等に関する倫理面の審査は対象となっていない。

##### 【改革・改善策】

人間の身体以外の研究の内容・方法等についても倫理面の審査が必要な研究があり、それについても審査の対象とすべきという意見があるため、審査対象について検討する。

#### (4) 企業等との連携

##### ①寄付研究の開設状況

##### 【現状の説明】

平成19年度受入れ状況（2件）

学部	企業数	金額（円）	寄付研究名称
工	5社	18,750,000	最終処分場早期安定化研究
医	1社	54,000,000	ウイルス性肝炎・肝癌先進医療研究

##### 【点検・評価】

寄付研究の件数は多いとはいえない。理由の一つとして、大学側から積極的に推進を図っておらず、研究者と企業の意向に委ねているところにあると考える。また、寄付研究ではなく、共同研究あるいは受託研究で実施しているケースも多いように思われる。

共同研究は研究者個人と企業等との間の契約をもとに実施されるが、寄付研究は研究組織を編成し、設置・運営に関し大学協議会までの承認が必要など、手続に時間を要し、事務も煩雑である。このように大規模に組織を編成し、研究の進展・拡大に発展させていくケースはまだ少ないようである。

##### 【改革・改善策】

産学官連携センターとの連携を密にし、研究者の掘り起こしを行い、企業等のニーズとマッチングさせる活動を活発化させる。将来的には知的財産センターも含めた、大学の知的財産をいかに企業や社会へ発信し、社会貢献ができるよう、ホームページなどを活用し、大学および研究者情報をPRしていく。

##### ②企業との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

##### 【現状の説明】

学外企業等との共同研究、受託研究の受入れ件数は、大学基礎データ調書を参照。

##### 【点検・評価】

共同研究は公的機関からの依頼が年々増加している。産学官連携コーディネーターの活動も大きな要因の一つである。受託研究は横ばい状態である。

##### 【改革・改善策】

寄付研究、共同研究と同様、産学官連携センターとの連携を密にし、研究者の掘り起こしを行い、企業等のニーズとマッチングさせる活動を活発化させる。将来的には知的財産センターも含めた、大

学の知的財産をいかに企業や社会へ発信し、社会貢献ができるよう、ホームページなどを活用し、大学および研究者情報をPRしていく。

### ③特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

#### 【現状の説明】

「教育」「研究」に加え、「社会貢献」が大学の第3の使命として重要性を増す中、本学では「知的リソース」を社会に還元することが大学の社会的貢献として必要であり、さらに企業の知恵、情報に本学の研究成果や知的リソースを組み合わせ、再び地域企業に還元する「知識循環」の産学官連携モデルの構築を目指している。

そのため「知的財産戦略」と「産学官連携の推進」を一元的に行う目的で平成18年4月に学長を本部長とする「産学官連携推進本部」を設置し、本部直轄の組織として「産学官連携センター」を設置した。現在、「知的財産センター（仮称）」の整備に向けて取り組んでいる。知財管理が十分でない中では、企業も安心して共同研究等を進めていくことは難しいため、本学では知財管理を一体的に進めていくことで地方大学にしかできない社会貢献を図り、地域企業と大学が「Win-Win」の関係を作ることが重要と考えている。

なお、本学では平成16年4月に発明規程を制定し施行した。平成17年度からは知的財産アドバイザーの派遣を受け「大学内の知的財産管理部門構築」「知的財産管理業務」「知的財産活用業務」などに対して専門的な助言・指導を受けている。

出願状況・登録状況は下記のとおりである。

学部	出願件数			登録件数		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
理	0	1	1	0	0	0
工	2	3	5	0	0	0
医	0	7	5	0	1	1
薬	2	0	3	0	0	0
スポーツ科	0	2	0	0	1	0
計	4	13	14	0	2	1

#### 【点検・評価】

本学の規模から知的財産を扱うにあたり、点検・評価の結果、下記項目について注力する必要がある。

#### (a) 知的財産管理部門の構築

知財管理部門の体制整備が緊急課題である。具体的には、「知的財産センター」整備の前段階にあたる知的財産管理の基本方針の策定、発明委員会や発明規程等の適切な運用について整備を行っている。しかし、本学だけでは進捗が難しい課題が残っているため、現在、特許庁から派遣された知的財産アドバイザーの支援・指導を受け、知的財産ポリシー策定ワーキンググループを発足させ、知財ポリシーの検討に着手、年度内の策定を進めている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

##### (b) 知的財産管理業務の向上

出願手続きに関する体制整備が課題である。具体的には、共同研究で出願前であれば、企業等との知的財産権の取り扱いを定めた契約書を締結する体制に始まり、出願後は審査請求を実施するための判断基準や、あるいは本学が承継した権利を返還する際のルール作りのための判断基準の策定ができるかである。これらを充実させることにより適切な出願の選択が可能となり、また、費用対効果を反映した特許事務所等の活用も可能になるため、アドバイザーの指導・助言の下に取り組んでいる。

##### (c) 知的財産の利活用

これまでに述べた知的財産管理の体制整備を図りながら進めていき、さらに知財を活用できるものにしていく必要がある。具体的には、平成 20 年 4 月から本学独自の支援策からのシーズ提供を打ち出し、本学の産学官連携センターとの協働による利活用とアドバイザーの支援を受けた知財を軸にして、TLO 等の外部機関による技術移転の仕組みを活用していく。

##### 【改革・改善策】

現在、知的財産センターの整備に向けて知財管理統括アドバイザーの派遣を受け、平成 18 年度に引き続き、平成 19 年度における知的財産管理の大きな柱として次の 3 点を設定し構築を進めている。

##### (a) 大学内の知的財産管理部門の構築

①目標として、大学の知的財産管理に関する基本方針の策定や発明審査委員会、および発明規定や制度の運用について整備を行うとともに、知財管理部門の体制整備を進める。

②達成成果としては、まず現状把握と整理、発明審査委員会、発明規程の運用の明確化、発明相談から出願までの手順について整備した。

③今後必要なことは、知財管理部門構築のプランニングや基本方針の策定である。知的財産アドバイザーの支援・指導を受け、知的財産ポリシー策定ワーキングを発足させており、平成 19 年度内に策定する。

##### (b) 知的財産管理業務の向上

①目標として、アドバイザーの指導・助言を得ながら知財管理業務の体制整備や職員の能力向上を図りつつ、学内の知財管理業務を遂行する。

②達成成果としては、発明相談から出願までは外部委員の協力を得て、ある程度の整備はできた。例えば、単独出願の場合は、本学から電子出願の体制を可能とした。共同出願の場合は、出願契約書を締結して、企業の他にも TLO 等の外部機関を活用した出願も実施している。また、外国出願の方針は企業等と共同であること、あるいは JST の出願支援申請に採択されること、という方針を定めた。

③今後必要なことは、主に申請手続きに関する手順である。共同研究において特許出願前であれば、企業等との知的財産権の取り扱いを定めた契約内容の締結基準、出願後は審査請求を実施するための判断基準、あるいは本学が承継した権利を返還する際の判断基準の策定を行う。これらの判断基準を充実させることにより適切な出願の選択が可能となり、また、費用対効果を反映した特許事務所等の活用も可能となるため、アドバイザーの指導・助言を受けながら取り組んでいる。

##### (c) 知的財産活用に関する環境整備と利活用の検討

①目標として、産学官連携部門との連携により研究シーズ情報の収集・整備等の環境整備を図るとともに、有効な利活用策を検討する。

②達成成果としては、技術シーズ集の作成にあたり、産学官連携部門において従来の技術シーズ集

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

が抜本的に見直され、掲載項目に特許取得状況やシーズの応用分野項目などの追加やテーマ別索引にするなど、利用者の視点および知的財産の利活用につながるシーズ集の作成が行われた。なお、ホームページでは既に入手できたものから順次公開している。

◎今後必要なことは、その知的財産の利活用である。これまでに述べた知的財産管理の体制整備を図りながら、いかに知財を有効に活用できるかを検討している。具体的には、平成 20 年 4 月から産学官連携センターとの協働による利活用と、アドバイザーの支援を受けた知財を軸にして、TLO 等の外部機関による技術移転の仕組みを構築中である。